

砺波市新庁舎整備検討委員会設置要綱

令和6年4月1日  
砺波市告示148号

(設置)

第1条 砺波市役所新庁舎整備（以下「新庁舎整備」という。）について必要な事項を検討するに当たり、幅広い提言等を得るため、砺波市新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎整備に関する事項について検討及び協議を行い、市長にその結果を報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識、経験を有する者
- (2) 市内関係団体等から推薦を受けた者
- (3) 市民から公募した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で市長が定めた期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。